

## 天草市本庁舎建設設計業務プロポーザルにおける プレゼンテーション及びヒアリング審査実施要領

### 1 ヒアリング審査対象者

天草市本庁舎建設設計業務プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）は、天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査結果に基づき、技術提案書等の提出要請を受けたもので、当該技術提案書等を事務局に受理されたもの（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

### 2 ヒアリング審査の実施方法等

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。

#### (1) ヒアリング審査会場

天草市民センター 2階大会議室

#### (2) 実施日

平成27年7月14日（火）

#### (3) 集合場所

各対象者へ別途通知する。

#### (4) 出席者

##### ア 説明員

各対象者の説明員は、5名以内とする。（説明員の他にパソコン操作員を1名帯同させる事も可とするが、説明員がパソコン操作員を兼ねても可。）また、管理技術者は必ず出席することとし、その他の説明員は各主任技術者で構成すること。なお、様式第20号に記載のないものは、説明員として認めない。

説明資料は、様式の内容を編集することは可とするが、説明内容は提出様式に記載された以外のものを付け加えてはならない。

##### イ 提出

対象者は、ヒアリング審査に出席する説明員の氏名を様式第20号を使用し事務局へ提出すること。

##### (ア) 期限

平成27年6月30日（火）午後5時まで

##### (イ) 方法

事務局へ技術提案書等と同時に提出すること。

#### (5) 順番及び時間

ヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等書類の受付終了後、別途通知する。

##### ア 通知

全ての受付け終了後、平成27年7月7日（火）正午までに、各対象者へ電子メールにより通知する。

## (6) 実施方法

- ア ヒアリング審査は、対象者1者につきプレゼンテーション20分及びヒアリング20分とする。
- イ プレゼンテーションにはパワーポイントを使用する事とする。  
スクリーン、プロジェクターは事務局で用意するが、パソコンは各者持参とする。
- ウ ヒアリング審査は、対象者が提出した技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。
- エ ヒアリング審査は公開とする。

## (7) 禁止事項

次の事項に該当するものは、失格となることがある。

- ア 企業名、個人名等が判別される服装及び言動をした者
- イ 提出した書類以外の資料でプレゼンテーションを行った者
- ウ 事務局の指示に従わない者

## 3 その他

- (1) ヒアリング審査に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) ヒアリング審査の進行上の都合により、別途通知した時間（開始時刻）と異なる時間となる場合があるが、その場合は事務局の指示に従うこと。